

令和 4 年第 1 回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和 4 年 6 月 2 9 日

開会午後 3 時 3 0 分

日程第 1 議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について

日程第 3 会議録署名議員の指名について

日程第 4 会期の決定について

日程第 5 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和 3 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第 4 号))

日程第 6 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

日程第 7 報告第 1 号 令和 3 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について

日程第 8 議案第 6 号 常総運動公園管理条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 7 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 10 議案第 8 号 救助工作車の取得について

日程第 11 議案第 9 号 令和 4 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 12 議員提出議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議員提出議案第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について

令和4年第1回臨時会

議

案

令和4年6月29日

常総地方広域市町村圏事務組合

選挙第 1 号

常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条及び第292条の規定により、常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長を次のとおり選挙するものとする。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会

記

常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長 豊 島 葵 議員

承認第 1 号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

専決処分書

令和３年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第４号）について、特に緊急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和４年３月２８日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款		項	事業名	金額
5	土木費	1 都市計画費	公園消防器購入事業	228
6	消防費	1 消防総務費	消防救急活動用品等購入事業	198

提 案 理 由

承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

令和3年度一般会計補正予算(第4号)については新型コロナウイルス感染症の影響により年度内の納品が困難となったため、事業の繰越明許費を追加設定するものです。

なお、今回の補正予算(第4号)は、特に緊急を要し組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月28日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

承認第 2 号

専決処分事項の承認を求めることについて

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

専決処分書

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、特に緊急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年4月14日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年常総地方広域市町村圏事務組合条例第4号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは、第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職し

た者にあつては、当該退職をした日）における次に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(3) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）

72.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例 新旧対照表

(第1条関係)

改正案	現行
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 (略)

常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

(第2条関係)

改正案	現行
(給与条例の適用除外) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。	(給与条例の適用除外) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。

常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
新旧対照表

(第3条関係)

改正案	現行
(期末手当) 第10条 (略) (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、組合規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 (略) 2 (略)	(期末手当) 第10条 (略) (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、組合規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 (略) 2 (略)

提 案 理 由

承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

令和 3 年人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、当組合の一般職員、任期付職員及び会計年度任用職員の給与を定める各条例についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものです。

改正内容は、期末手当の年間支給月数を一般職員、任期付職員は 0. 1 5 月分、再任用職員は 0. 1 月分引き下げるものです。

また、令和 3 年 1 2 月期に反映できなかった減額相当分を令和 4 年 6 月期の期末手当から減額する旨を附則に規定しております。

なお、今回の条例改正は、特に緊急を要し組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 4 日に専決処分したもので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

報告第 1 号

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管 理費	事務棟電力 量計取付事 業	242,000	0					0
2 総務費	1 総務管 理費	ネットワー クシステム 整備事業	6,338,000	6,338,000					6,338,000
2 総務費	2 防災費	防災センタ ー高圧ケー ブル及びP AS交換事 業	2,530,000	2,530,000					2,530,000
3 民生費	1 社会福 祉費	障害者支援 施設空調設 備更新事業	14,058,000	14,058,000			10,400,000		3,658,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1 清掃費	ネットワー クシステム 整備事業	808,000	808,000					808,000
5 土木費	1 都市計 画費	公園消火器 購入事業	228,000	227,400					227,400
5 土木費	1 都市計 画費	自動制御装 置点検整備 事業	3,135,000	3,135,000					3,135,000
5 土木費	1 都市計 画費	ネットワー クシステム 整備事業	705,000	705,000					705,000
6 消防費	1 消防費	消防救急活 動用品等購 入事業	198,000	198,000					198,000
6 消防費	1 消防費	ネットワー クシステム 整備事業	7,550,000	7,550,000					7,550,000
合計			35,792,000	35,549,400			10,400,000		25,149,400

議案第 6 号

常総運動公園管理条例の一部を改正する条例について

常総運動公園管理条例（令和 3 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 2 9 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

常総運動公園管理条例の一部を改正する条例

常総運動公園管理条例（令和３年常総地方広域市町村圏事務組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第２号中「写真」の次に「、映像」を加える。

別表第１中「・多目的広場」及び「・屋外プール（無料施設 ゲートボール場）」を削る。

別表第２中

「

業として行う写真の撮影	写真機１台につき１日	100
-------------	------------	-----

」を

「

業として行う写真、映像の撮影	撮影機１台につき１日	100
----------------	------------	-----

」に改める。

別表第５の１の表多目的広場の部、屋外プールの部及びゲートボール場の項を削る。

別表第５備考２中「する。」の次に「ただし、室内温水プールの個人利用は除く。」を加える。

別表第５の２の表中

「

野球場	午前9時から午後9時まで。ただし、6月から9月までの間にあっては、午前6時から午後9時までとする。	毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日。ただし、屋外プールの使用日に当たる日及び火曜日が祝日の場合を除く。
テニスコート		
自由広場		
総合体育館	午前9時から午後9時まで	
室内温水プール		
陸上競技場	午前9時から午後7時まで。ただし、6月から9月までの間にあっては、午前6時から午後9時までとする。	
多目的広場		
ゲートボール場 (無料施設)		

」を

「

野球場	午前９時から午後９時まで。ただし、６月から９月までの間にあっては、午前６時から午後９時までとする。	毎週火曜日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日を除く毎日。ただし、７月第３火曜日から
テニスコート		
自由広場		

	とする。	ら8月31日までの火曜日及び火曜日が祝日の場合を除く。
総合体育館	午前9時から午後9時まで	
室内温水プール		
陸上競技場	午前9時から午後7時まで。ただし、6月から9月までの間にあっては、午前6時から午後7時までとする。	

」に改め、

同表屋外プールの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

常総運動公園管理条例 新旧対照表

改正案	現行																								
(行為の制限) 第7条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、管理者の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。 (1) (略) (2) 業として写真、映像又は映画を撮影すること。 (3)～(8) (略) 2～5 (略) 別表第1 (第8条関係) 有料公園施設 <table><tr><td>有料公園施設の名称及び位置</td><td>有料公園施設の種類</td></tr><tr><td rowspan="4">常総運動公園 守谷市野木崎 4700番地</td><td>野球場・総合体育館・会議室・テニスコート・自由広場・陸上競技場</td></tr><tr><td>・室内温水プール</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>	有料公園施設の名称及び位置	有料公園施設の種類	常総運動公園 守谷市野木崎 4700番地	野球場・総合体育館・会議室・テニスコート・自由広場・陸上競技場	・室内温水プール			(行為の制限) 第7条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、管理者の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。 (1) (略) (2) 業として写真_____又は映画を撮影すること。 (3)～(8) (略) 2～5 (略) 別表第1 (第8条関係) 有料公園施設 <table><tr><td>有料公園施設の名称及び位置</td><td>有料公園施設の種類</td></tr><tr><td rowspan="4">常総運動公園 守谷市野木崎 4700番地</td><td>野球場・総合体育館・会議室・テニスコート・自由広場・陸上競技場・多目的広場・室内温水プール・屋外プール（無料施設 ゲートボール場）</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>	有料公園施設の名称及び位置	有料公園施設の種類	常総運動公園 守谷市野木崎 4700番地	野球場・総合体育館・会議室・テニスコート・自由広場・陸上競技場・多目的広場・室内温水プール・屋外プール（無料施設 ゲートボール場）													
有料公園施設の名称及び位置	有料公園施設の種類																								
常総運動公園 守谷市野木崎 4700番地	野球場・総合体育館・会議室・テニスコート・自由広場・陸上競技場																								
	・室内温水プール																								
有料公園施設の名称及び位置	有料公園施設の種類																								
常総運動公園 守谷市野木崎 4700番地	野球場・総合体育館・会議室・テニスコート・自由広場・陸上競技場・多目的広場・室内温水プール・屋外プール（無料施設 ゲートボール場）																								
別表第2 (第19条関係) 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 <table><tr><th>行為の内容</th><th>単位</th><th>金額 (円)</th></tr><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>1日につき</td><td>540</td></tr><tr><td>業として行う写真、映像の撮影</td><td>撮影機1台につき1日</td><td>100</td></tr><tr><td>業として行う映画の撮影</td><td>1日につき</td><td>5,400</td></tr></table>	行為の内容	単位	金額 (円)	物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき	540	業として行う写真、映像の撮影	撮影機1台につき1日	100	業として行う映画の撮影	1日につき	5,400	別表第2 (第19条関係) 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 <table><tr><th>行為の内容</th><th>単位</th><th>金額 (円)</th></tr><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>1日につき</td><td>540</td></tr><tr><td>業として行う写真_____の撮影</td><td>写真機1台につき1日</td><td>100</td></tr><tr><td>業として行う映画の撮影</td><td>1日につき</td><td>5,400</td></tr></table>	行為の内容	単位	金額 (円)	物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき	540	業として行う写真_____の撮影	写真機1台につき1日	100	業として行う映画の撮影	1日につき	5,400
行為の内容	単位	金額 (円)																							
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき	540																							
業として行う写真、映像の撮影	撮影機1台につき1日	100																							
業として行う映画の撮影	1日につき	5,400																							
行為の内容	単位	金額 (円)																							
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき	540																							
業として行う写真_____の撮影	写真機1台につき1日	100																							
業として行う映画の撮影	1日につき	5,400																							

興行	1日につき	5,400
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	50

別表第5（第19条関係）					
(1) 有料公園施設の利用区分、利用時間及び使用料					
施設名	区分	使用料（円）			
		6時～9時	9時～13時	13時～17時	17時～21時
野球場	全面	3,750	5,000	5,000	5,000
総合体育館	全面		5,000 (6,000)	5,000 (6,000)	5,000 (6,000)
	2分の1面		2,500 (3,000)	2,500 (3,000)	2,500 (3,000)
	4分の1面		1,250 (1,500)	1,250 (1,500)	1,250 (1,500)
会議室	全室		200	200	200
	2分の1室		100	100	100
テニスコート	1面	1時間につき 400			
自由広場	1面	1時間につき 1,250			
	2分の1面	1時間につき 750			
	4分の1面	1時間につき 400			
陸上競技場	全面専用	1時間につき 1,250			
	一般個人	1名1時間につき 150			
	小中学生個人	1名1時間につき 100			
多目的広場	全面	1時間につき 750			
	2分の1面	1時間につき 370			
室内温	一般個	1名1回につき 400			

興行	1日につき	5,400
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	50

別表第5（第19条関係）					
(1) 有料公園施設の利用区分、利用時間及び使用料					
施設名	区分	使用料（円）			
		6時～9時	9時～13時	13時～17時	17時～21時
野球場	全面	3,750	5,000	5,000	5,000
総合体育館	全面		5,000 (6,000)	5,000 (6,000)	5,000 (6,000)
	2分の1面		2,500 (3,000)	2,500 (3,000)	2,500 (3,000)
	4分の1面		1,250 (1,500)	1,250 (1,500)	1,250 (1,500)
会議室	全室		200	200	200
	2分の1室		100	100	100
テニスコート	1面	1時間につき 400			
自由広場	1面	1時間につき 1,250			
	2分の1面	1時間につき 750			
	4分の1面	1時間につき 400			
陸上競技場	全面専用	1時間につき 1,250			
	一般個人	1名1時間につき 150			
	小中学生個人	1名1時間につき 100			
多目的広場	全面	1時間につき 750			
	2分の1面	1時間につき 370			
室内温	一般個	1名1回につき 400			

水プール	人		水プール	人	
	小中学生個人	1名1回につき 120		小中学生個人	1名1回につき 120
	全面専用	2時間につき 21,000		全面専用	2時間につき 21,000
	1コース専用	2時間につき 3,000		1コース専用	2時間につき 3,000
			屋外プール	一般個人	1名1回につき 500
				人	
				小中学生個人	1名1回につき 200
			ゲートボール場	全面	無料
備考			備考		
1 この表でその使用時間が区分されたものについて、使用時間がその区分に満たない場合でも、時間割計算はしないものとする。			1 この表でその使用時間が区分されたものについて、使用時間がその区分に満たない場合でも、時間割計算はしないものとする。		
2 この表は、圏域内利用者（常総地方広域市町村圏事務組合規約（昭和47年地指令第297号）第2条及び第3条に規定する市に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。以下同じ。）が半数を占める場合に適用し、圏域内利用者が半数に満たない場合は、この表の使用料の額に2を乗じて得た額とする。 <u>ただし、室内温水プールの個人利用は除く。</u>			2 この表は、圏域内利用者（常総地方広域市町村圏事務組合規約（昭和47年地指令第297号）第2条及び第3条に規定する市に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。以下同じ。）が半数を占める場合に適用し、圏域内利用者が半数に満たない場合は、この表の使用料の額に2を乗じて得た額とする。_____		
3 この表の()書きの使用料は、7月から9月までに使用する場合に適用する。			3 この表の()書きの使用料は、7月から9月までに使用する場合に適用する。		
4 室内温水プールのコース専用に係る使用については、大会等で全面使用する場合のほかは、1コースのみとし、10人以上の使用に限る。			4 室内温水プールのコース専用に係る使用については、大会等で全面使用する場合のほかは、1コースのみとし、10人以上の使用に限る。		
5 室内温水プールの回数券は、一般4,000円、小中学生1,200円とし、当該回数券の表示額の1割増しの額の回数分を使用			5 室内温水プールの回数券は、一般4,000円、小中学生1,200円とし、当該回数券の表示額の1割増しの額の回数分を使用		

できるものとする。

6 興行、営利又は宣伝を目的として使用する場合は、この表の使用料の額に4を乗じて得た額とする。

7 施設の使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

8 未就学児にあつては、個人利用に限り無料とする。

(2) 使用時間及び使用日

区分	使用時間	使用日
野球場	午前9時から午後9時まで。ただし、6月から9月までの間にあつては、午前6時から午後9時までとする。	毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日。ただし、7月第3火曜日から8月31日までの火曜日及び火曜日が祝日の場合を除く。
テニスコート		
自由広場		
総合体育館	午前9時から午後9時まで	
室内温水プール		
陸上競技場	午前9時から午後7時まで。ただし、6月から9月までの間にあつては、午前6時から午後7時とする。	

できるものとする。

6 興行、営利又は宣伝を目的として使用する場合は、この表の使用料の額に4を乗じて得た額とする。

7 施設の使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

8 未就学児にあつては、個人利用に限り無料とする。

(2) 使用時間及び使用日

区分	使用時間	使用日
野球場	午前9時から午後9時まで。ただし、6月から9月までの間にあつては、午前6時から午後9時までとする。	毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日。ただし、 <u>屋外プール</u> の使用日に当たる日及び火曜日が祝日の場合を除く。
テニスコート		
自由広場		
総合体育館	午前9時から午後9時まで	
室内温水プール		
陸上競技場	午前9時から午後7時まで。ただし、6月から9月までの間にあつては、午前6時から午後9時までとする。	
多目的広場		
ゲートボール場		
(無料施設)		
屋外プール	午前9時から午後5時まで	7月1日から同月19日までの土曜日、日曜日及び祝日並びに同月20日から8月31日まで(9月1日又は同月2日が日曜日の場合にあつ

備考 1 管理者が特に必要と認めるときは、使用時間及び使用日を変更することができる。 2 使用時間には、利用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用後の原状回復に要する時間を含むものとする。	<table border="1" data-bbox="826 210 1461 304"> <tr> <td data-bbox="826 210 975 304"></td><td data-bbox="975 210 1461 304">ては、その日曜日まで) の毎日</td></tr> </table> 備考 1 管理者が特に必要と認めるときは、使用時間及び使用日を変更することができる。 2 使用時間には、利用者が施設を使用する際に要する準備時間及び使用後の原状回復に要する時間を含むものとする。		ては、その日曜日まで) の毎日
	ては、その日曜日まで) の毎日		

提 案 理 由

議案第 6 号 常総運動公園管理条例の一部を改正する条例について

公募対象公園施設の整備に伴い、多目的広場、屋外プール及びゲートボール場を削除し、併せて語句の整理をするものです。

この条例は、令和4年7月1日から施行するものです。

議案第 7 号

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

下記の者を常総地方広域市町村圏事務組合監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

記

1 住 所

2 氏 名 しも むら ふみ お
 下 村 文 男

3 生年月日

提 案 理 由

議案第 7 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

現監査委員の高坂明夫氏の任期が令和4年7月21日をもって満了することから、後任の監査委員として下村文男氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

参考資料（議案第7号関係）

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

○ 氏 名 しもむら ふみお
 下 村 文 男

○ 生年月日

○ 住 所

○ 略 歴 昭和43年 3月 茨城県立水海道第一高等学校卒業
 43年 4月 守谷町役場 入庁
 平成16年 4月 守谷市役所 総務部長
 19年 4月 " 生活経済部長
 22年 3月 " 定年退職
 22年 4月 つくば国際大学東風小学校 事務長
 23年 3月 " 退職
 24年 4月 守谷市社会福祉協議会 事務局長
 29年 3月 " 退職
 令和 3年11月 常総衛生組合 公平委員

現在に至る。

議案第 8 号

救助工作車の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取得の種類及び数量 | 救助工作車1台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 184,800,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区港南一丁目2番70号
帝商株式会社
代表取締役 中野 誠 |

提 案 理 由

議案第 8 号 救助工作車の取得について

守谷消防署の救助工作車は平成14年12月に配備されてから19年が経過し、車両故障が頻繁に発生しており、部品調達が困難な状況であるため更新するものです。

参考資料（議案第8号関係）

1 入札顛末書

管理者 (甲)	事務局長 (乙)	事務局次長 (丙)	課長 (丁)	課長補佐	主査	係長
						

入札顛末書

第1回開札年月日(令和4年6月3日執行)

第2回開札年月日(令和4年6月3日執行)

第3回開札年月日(令和4年6月3日執行)

第1回見積開札年月日(令和4年6月3日執行)

第2回見積開札年月日(令和4年6月3日執行)

契 約 件 名	令和4年度救助工作車購入
予定価格(事前公表)	-
入 札 方 式	指名競争入札

業 者 名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第1回見積額	第2回見積額	備考
小池株式会社	199,000,000円	辞退				
株式会社 土浦消防センター	辞退					
有限会社 鈴機	201,500,000円	辞退				
ジーエムいちほら工業株式会社	199,100,000円	辞退				
帝商株式会社	173,500,000円	172,700,000円	172,000,000円	170,000,000円	168,000,000円	落札
株式会社 モリタテクノス 東日本営業部	202,450,000円	辞退				
株式会社 モリタ 東京支店	200,000,000円	辞退				
日本機械工業株式会社 本社営業部	196,600,000円	辞退				

入札金額及び予定価格には、消費税は含まれていません。

落札額(税抜) 168,000,000円

(落札額の110分の100)

落札額(税込) 184,800,000円

2 物品類売買仮契約書

(仮) 物品類売買契約書

- 1 物品件名 令和4年度救助工作車購入
- 2 納入場所 茨城県守谷市御所ヶ丘四丁目1番地2
守谷消防署
- 3 納入期間 契約確定(議会議決日)の日から令和5年3月31日まで
- 4 契約金額 金184,800,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,800,000円)
- 5 支払条件 検査完了後一括払
- 6 契約保証金 金18,480,000円

上記物品類売買契約について、買受人と売渡人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月6日

買受人 住所 茨城県守谷市野木崎2522番地
名称 常総地方広域市町村圏事務組合
代表者名 管理者 松丸 修久

売渡人 住所 東京都目黒区目黒2丁目2番70号
名称 株式会社 帝 代表取締役 中野 誠

3 救助工作車概要

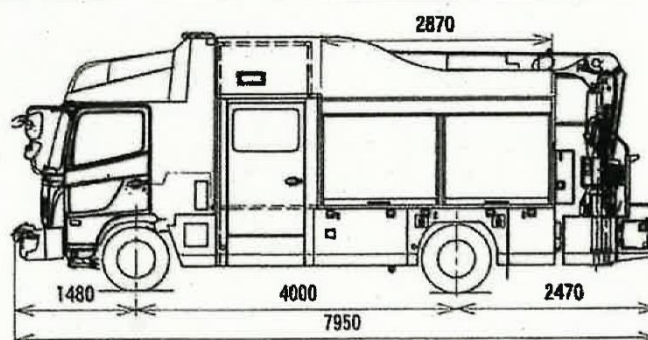
参考資料

①救助工作車Ⅲ型 イメージ図
(帝商カタログを使用)

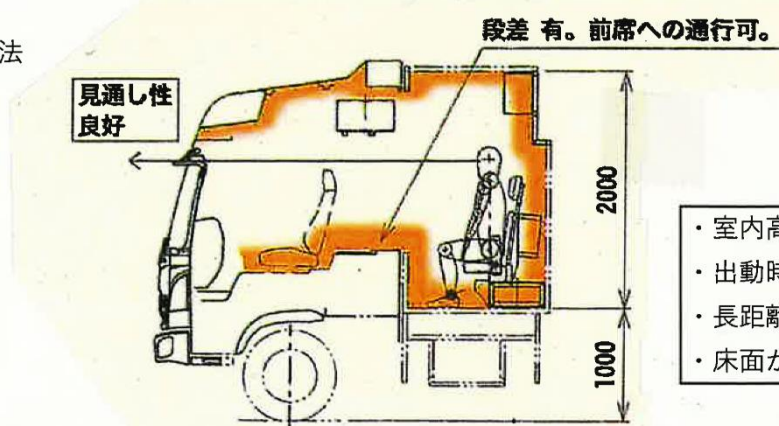


②車両寸法

エンジン：ディーゼル
5,000CC
変速装置：MT
走行性能：4WD
乗車人員：5名
(前2名、後3名)



③車内寸法



- ・室内高高的
- ・出勤時防火衣等の脱着可能
- ・長距離移動時のストレス軽減
- ・床面が低く昇降性が良い

④車両装備



①夜間作業時使用

②救助活動時使用

③救助活動時使用

⑤搭載資器材

- ・ 救助用資機材
(油圧切断機)



- ・ 様々な姿勢を要求される
車両破壊時の操作性を重
視したで取り扱いの容易
さとパワーを備えた救助
用カッター。
重さ：約 19 kg
寸法
L910×W240×290mm

- ・ 高度救助用資機材
(プロカムⅡ)



- ・ 伸縮棒を利用した探索作業

剛性に優れた耐食アルミ製伸縮棒は4.2mまで伸ばすことができ
広範囲な探索作業を可能にします。

- ・ 探索装置780Sカメラヘッド

カメラは伸縮棒から簡単に取り外し可能。また50m完全防水で
あるためマンホールや水中に下しての探索作業が可能です。

- ・テロ対策用特殊救助資機材
(携帯型化学剤検知器)

Owlet-3S



- ・作動時間 20時間
- ・寸法99×187×63mm

- ・携帯型化学剤検知器
日本語でメニューが表示され
神経剤、びらん剤、窒息剤、
血液剤の検知が可能です。

- (生物剤捕集器：バイオキャプチャー)



- ・空気中に浮遊するエアロゾルの生物剤を容易な操作で捕集可能
- ・捕集可能時間5分刻みで設定可能(5～30分)
- ・堅牢な設計、除染可能、手袋装着時でも操作容易

サンプル収集方法

3段階の取扱い法

ステップ1

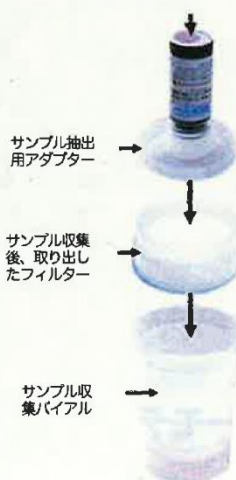
サンプル収集

サンプル収集時間の設定



ステップ2

サンプル収集キットの組み立て



ステップ3

抽出溶液ポンベの押し込み
～サンプル抽出



抽出後バイアル内容液は
30秒程で分析が可能

議案第9号

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

第1表 債務負担行為

(単位 千円)			
事 項	期 間	限度額	
印刷機リース(令和4年度)	令和4年度から令和9年度まで	2,104	
パソコンリース(令和4年度)	令和4年度から令和9年度まで	50,556	

提 案 理 由

議案第 9 号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
(第1号) について

令和4年度一般会計補正予算(第1号)については、令和4年度より複数年契約を開始する消防印刷機及び組合ネットワーク更新事業に係るパソコンリースについて、債務負担行為を設定するものです。

議員提出議案第 1 号

常総地方広域市町村圏事務組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例
について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
の規定により提出する。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会議長 中村 博美 様

提出者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 伯耆田 富夫

賛成者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 長谷川 信市

賛成者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 寺田 文彦

常総地方広域市町村圏事務組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合議会特別委員会条例（平成2年常総地方広域市町村圏事務組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「地方自治法（」の次に「昭和22年法律第67号。」を加え、「第110条」を「第109条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会特別委員会条例 新旧対照表

改正案	現行
(特別委員会) 第1条 地方自治法（<u>昭和22年法律第67号。</u> 以下「法」という。）<u>第109条の規定に基づ</u> き特定の事件を調査又は審査させるため必 要があるときは、議会の議決により特別委 員会（以下「委員会」という。）を置くこ とができる。 2 (略) <u>3 委員は、委員会に付議された事件が議会</u> <u>において審議されている間在任する。</u>	(特別委員会) 第1条 地方自治法（ _____ 以下「法」という。）<u>第110条の規定に基づ</u> き特定の事件を調査又は審査させるため必 要があるときは、議会の議決により特別委 員会（以下「委員会」という。）を置くこ とができる。 2 (略) [新設]

提 案 理 由

議員提出議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会特別委員会条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合議会特別委員会条例については、平成2年に制定して以来、見直しをしておりませんでした。この間、平成24年に地方自治法等の改正より特別委員会を設置できる規定が変更となっていたため、今回、引用する条項を変更するとともに、特別委員会の委員の任期を明文化するものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

議員提出議案第 2 号

常総地方広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会議長 中村 博美 様

提出者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 伯耆田 富夫

賛成者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 長谷川 信市

賛成者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 寺田 文彦

常総地方広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

常総地方広域市町村圏事務組合議会会議規則（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「（議席番号）」を「（議席）」に改め、同条第1項中「補欠」を削り、「前任議員の議席とする」を「最初の会議において、議長が定める」に改め、「ただし、同一市町村の補欠議員2人以上のときは、議長がこれを定める。」を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 補欠議員の議席は、前任議員の席とする。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮り、議席を変更することができる。

第23条を第23条の2とし、第22条の次に次の1条を加える。

（議案の提出）

第23条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

第35条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に改め、「し、」の次に「請願者が署名又は記名」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「署名し、又は」を「署名又は」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

第45条を第47条とする。

第10章を第12章とし、第9章の次に次の2章を加える。

第10章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第45条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第11章 議員の派遣

（議員の派遣）

第46条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第45条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会会議規則 新旧対照表

改正案	現行
<u>(議席)</u> 第3条 <u>議員の議席は、最初の会議において、議長が定める。</u> 2 <u>補欠議員の議席は、前任議員の席とする。</u> 3 <u>議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮り、議席を変更することができる。</u> 4 (略) <u>(議案の提出)</u> 第23条 <u>議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u> (動議) 第23条の2 (略) (請願書の記載事項等) 第35条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所 を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。 2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。</u> 3 (略)	<u>(議席番号)</u> 第3条 <u>補欠議員の議席は、前任議員の議席とする。</u> <u>ただし、同一市町村の補欠議員2人以上のときは、議長がこれを定める。</u> 〔新設〕 〔新設〕 2 (略) 〔新設〕 (動議) 第23条 (略) (請願書の記載事項等) 第35条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u> (法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、<u>押印</u>しなければならない。 〔新設〕 2 (略)

4 請願の紹介議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

5 (略)

6 (略)

第10章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第45条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第11章 議員の派遣

(議員の派遣)

第46条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第12章 その他

(補足)

第47条 (略)

別表（第45条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長

3 請願の紹介議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印しなければならない。

4 (略)

5 (略)

[新設]

[新設]

第10章 その他

(補足)

第45条 (略)

提 案 理 由

議員提出議案第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部を
改正する規則について

常総地方広域市町村圏事務組合議会会議規則については、これまで明文化されていなかった議員の議案提出権、議員が協議又は調整を行うための場としての全員協議会、議会が派遣する議員派遣についての規定を整備し、あわせて行政手続における押印を見直すことで円滑な議会運営を図るものです。

令和 4 年第 1 回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程
(追加日程)

令和 4 年 6 月 2 9 日

追加日程第 1 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の派遣について

追加日程第 2 議案第 1 0 号 令和 4 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について

常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の派遣について

本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び常総地方広域市町村圏事務組合議会会議規則（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合規則第3号）第46条の規定により、次の議員を派遣するものとする。

1 先進地視察

- | | |
|----------|--|
| （１）目 的 | 当組合においては、最終処分場が未整備で自区内処理の原則に基づく整備が求められている。
現在、常総環境センターから排出される溶融スラグや飛灰処理物などを搬出処分している山形県米沢市の最終処分場及び令和2年度より操業を開始した水戸市一般廃棄物第三最終処分場について現状を把握するとともに環境保全への取組みなどの先進事例を視察する。 |
| （２）派遣場所 | 山形県米沢市ジークライト㈱最終処分場
及び茨城県水戸市最終処分場 |
| （３）期 間 | 令和4年10月20日～21日の2日間 |
| （４）派遣議員 | 全議員 |
| （５）そ の 他 | 上記（１）から（４）の派遣内容に変更が生じた場合は、その扱いについて議長に一任する。 |

議案第10号

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,655,942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳出		(単位 千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 議 会 費		876	491	1,367	
	1 議 会 費	876	491	1,367	
2 総 務 費		319,574	100	319,674	
	1 総 務 管 理 費	278,574	100	278,674	
4 衛 生 費		2,198,982	24	2,199,006	
	1 清 掃 費	2,198,982	24	2,199,006	
8 予 備 費		91,908	△ 615	91,293	
	1 予 備 費	91,908	△ 615	91,293	
歳 出 合 計		6,655,942	0	6,655,942	

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	876	491	1,367				491
2 総務費	319,574	100	319,674				100
4 衛生費	2,198,982	24	2,199,006				24
8 予備費	91,908	△ 615	91,293				△ 615
歳出合計	6,655,942	0	6,655,942	0	0	0	0

2 歳出

(款)1 議会費 (項)1 議会費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明	
				特定		一般財源	節		
				国県支出金	地方債		区分		金額
1 議会費	876	491	1,367			491	8 旅費 13 使用料及び賃借料	費用弁償 156 自動車借上料 297 有料道路通行料 38	
計	876	491	1,367	0	0	0	491		

(款)2 総務費 (項)1 総務管理費

1 一般管理費	218,947	100	219,047	100	8 旅費	100 費用弁償 特別旅費	52 48
計	278,574	100	278,674	100			

(款)4 衛生費 (項)1 清掃費

1 環境浄化費	2,197,197	24	2,197,221	24	8 旅費	24 特別旅費	24
計	2,198,982	24	2,199,006	24			

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	91,908	△ 615	91,293	△ 615		△ 615 共通分	△ 615
計	91,908	△ 615	91,293	△ 615			

提 案 理 由

議案第10号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
(第2号) について

令和4年度一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出の総額を増減なしとし、歳入歳出総額66億5,594万2千円とするものです。

歳出で、先進地視察研修に係る旅費、自動車借上料及び有料道路通行料を追加するもので、議会費で49万1千円、総務費で10万円、衛生費で2万4千円を増額し、予備費の共通分を61万5千円減額するものです。